

令和 年 月 日

まちづくり審議会
会長 角 野 幸 博 様

福祉のまちづくり検討小委員会
委員長 岡 絵理子

福祉のまちづくり条例及び同施行規則改正の基本的な考え方について
(報告)

令和6年8月23日に当小委員会に付託された標記のことについて、検討を行った結果、下記のとおり報告します。

記

兵庫県では、全国に先駆けて福祉のまちづくり条例を制定し、高齢者等に配慮した施設の整備に係る基準を定めるとともに、同基準をバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の委任基準として建築確認制度と連動させるなど、先駆的かつ高い水準の取組が行われている。

今般、バリアフリー法施行令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）が改正され、「トイレ」、「駐車場」及び「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂の客席」の整備基準が、「建物に1以上のバリアフリー設備を設ける」という考え方から「建物の規模に応じて複数のバリアフリー設備を設ける」という考え方に移行する形で見直しが行われた。

当小委員会では、バリアフリー法施行令改正の趣旨を踏まえるとともに、①これまでの取組の連続性を確保する観点から従来の基準の考え方を維持した上で、②高齢者・障害者等の意見を踏まえつつ、③既存施設における整備状況などを勘案した合理的な義務基準とすること、を前提として福祉のまちづくり条例及び同施行規則改正の基本的な考え方を検討した。

近年では、高齢者等の外出機会の増加等により、バリアフリーに対する量的・質的ニーズが高まっている。また、法令による義務基準を上回るバリアフリー整備が行われるなど、建物所有者のバリアフリーに対する意識の高まりもみられる。

さらに、高齢者・障害者等への聴き取りを行ったところ、現行の基準では設備等の数の不足があることが確認できた。

以上から、福祉のまちづくり条例における便所、駐車場及び劇場等の客席等の整備基準については「建物の規模に応じて複数のバリアフリー設備を設ける」という考え方となるよう見直すべきである。

なお、この考え方に基づく特定施設整備基準の改正案は別紙のとおりである。